

志免町保育所等給食支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所等において、これまでと変わらない栄養バランスや量を保った給食を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について、町が予算の範囲内において交付する志免町保育所等給食支援費補助金（以下「補助金」という。）に関し、志免町補助金交付規則（平成21年志免町規則第1号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 次に掲げる施設等のうち、地方公共団体以外の者が志免町内において設置し、経営する施設等をいう。

ア 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設

イ 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に定める施設

ウ 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所であって、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている施設

エ 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第3条第3項の施設として認定を受けている施設

オ 地域型保育事業を行う施設及び事業所 児童福祉法第6条の3第10項又は第12項の事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の町による確認を受けた施設及び事業所

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる施設は、令和4年4月1日以降に物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に

徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行った私立保育所等（以下「補助対象施設」という。）とし、対象経費については、別表のとおりとする。

（交付額の算出方法）

第4条 補助金の交付額は、次により算出する。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助対象施設が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して最も少ない額を選定する。

(2) 前号により選定された額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第5条 補助対象施設は、補助金の交付を受けようとするときは、志免町保育所等給食支援費補助金交付申請書（様式第1号）を別に指定する期日までに町長に提出するものとする。

（変更申請手続）

第6条 補助対象施設は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に指定する期日までに行うものとする。

（交付決定等）

第7条 町長は、第5条又は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い補助対象施設に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた補助対象施設は、次の事項を行うものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、町長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、

その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(概算払)

第8条 補助対象施設は、補助金の概算払を受けようとするときは、志免町保育所等給食支援費補助金概算払請求書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求があった場合において、相当と認めるときは、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助対象施設は、補助事業が完了したときは、志免町保育所等給食支援費補助金実績報告書(様式第3号)を別に指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象施設に通知するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。